

徳島県告示第五百九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の三の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和二年九月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

一級河川吉野川水系吉野川及び加茂谷川改修工事（加茂第二堤防）並びにこれに伴う町道、一級河川、農業用排水路及び農業用排水路付替工事

三 手続が開始される土地

1 収用の手続が開始される土地

三好郡東みよし町加茂地内

2 使用の手続が開始される土地

三好郡東みよし町加茂地内

四 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

東みよし町役場